

## 高槻市自動車運送事業に対する行政処分の公表

平成30年3月8日に近畿運輸局大阪運輸支局長から、下記のとおり文書警告処分を受けました。

今回の件を厳粛に受け止め、指摘された事項については直ちに是正し、交通部を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

### 記

- 1 行政処分日 平成30年3月8日（木）
- 2 対象営業所 高槻市交通部 緑が丘営業所
- 3 処分内容 文書警告
- 4 処分条項
  - ・ 点呼を行った旨の記録に一部不備があった。  
(道路運送法第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
  - ・ 運転者に対する指導監督がなされていなかった。  
(道路運送法第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
  - ・ 国土交通省告示による運転適性診断を受診させていなかった。  
(道路運送法第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
  - ・ 運行管理規程の内容が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項)